

令和 6 年

大和市議会第 3 回定例会議案書

目 次

	ページ
報告第 5 号 令和 5 年度大和市継続費精算報告について ……………	1
報告第 6 号 令和 5 年度大和市健全化判断比率について ……………	5
報告第 7 号 令和 5 年度大和市資金不足比率について ……………	7
認定第 1 号 令和 5 年度大和市一般会計歳入歳出決算について ……………	9
認定第 2 号 令和 5 年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につ いて ……………	10
認定第 3 号 令和 5 年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について …	11
認定第 4 号 令和 5 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に ついて ……………	12
認定第 5 号 令和 5 年度大和市病院事業会計決算について ……………	13
認定第 6 号 令和 5 年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について …	14
及び 議案第 5 1 号	
議案第 5 2 号 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する条例の一部を改正する条例について ……………	15
議案第 5 3 号 大和市市税条例の一部を改正する条例について ……………	17
議案第 5 4 号 大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ……………	19
議案第 5 5 号 大和市下水道条例の一部を改正する条例について ……………	21
議案第 5 6 号 物品購入契約の締結について ……………	25
議案第 5 7 号 令和 6 年度大和市一般会計補正予算（第 3 号） （以下、議案第 5 9 号まで別冊のとおり。）	
議案第 5 8 号 令和 6 年度大和市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 5 9 号 令和 6 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	

報告第5号

令和5年度大和市継続費精算報告について

令和5年度大和市継続費精算報告について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

令和5年度大和市継続費精算報告書

(単位：円)

会計	款	項	事業名	年度	全体計画					
					年割額	左の財源内訳				一般財源
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	2 清掃費		環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	2	19,719,000	0	9,200,000	9,790,000	729,000	
				3	1,454,463,000	0	1,006,900,000	380,353,000	67,210,000	
				4	2,126,619,000	0	1,504,600,000	552,490,000	69,529,000	
				5	2,306,542,000	0	1,740,800,000	476,225,000	89,517,000	
				計	5,907,343,000	0	4,261,500,000	1,418,858,000	226,985,000	
10 教育費	2 小学校費		北大和小学校校庭整備事業	4	11,005,000	3,668,000	6,800,000	0	537,000	
				5	16,506,000	5,502,000	10,300,000	0	704,000	
				計	27,511,000	9,170,000	17,100,000	0	1,241,000	
				4	54,358,000	7,586,000	43,800,000	0	2,972,000	
				5	81,536,000	11,379,000	65,700,000	0	4,457,000	
計	135,894,000	18,965,000	109,500,000	0	7,429,000					
	5 保健体育費		中部学校給食共同調理場改修事業	4	32,081,000	0	30,000,000	0	2,081,000	
				5	50,450,000	0	47,200,000	0	3,250,000	
				計	82,531,000	0	77,200,000	0	5,331,000	

支出済額	実績						実績								
	左の財源内訳						左の財源内訳								
	特定財源			一般財源			特定財源			一般財源					
	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他			
19,718,600	0	9,200,000	9,790,000	728,600	400	0	0	0	0	0	0	400	0	0	400
1,444,462,800	0	992,700,000	408,320,000	43,442,800	10,000,200	0	14,200,000	△27,967,000	0	14,200,000	△27,967,000	10,000,200	0	0	23,767,200
2,113,848,000	0	1,455,800,000	594,255,000	63,793,000	12,771,000	0	48,800,000	△41,765,000	0	48,800,000	△41,765,000	12,771,000	0	0	5,736,000
2,293,770,600	0	1,698,200,000	510,839,000	84,731,600	12,771,400	0	42,600,000	△34,614,000	0	42,600,000	△34,614,000	12,771,400	0	0	4,785,400
5,871,800,000	0	4,155,900,000	1,523,204,000	192,696,000	35,543,000	0	105,600,000	△104,346,000	0	105,600,000	△104,346,000	35,543,000	0	0	34,289,000
8,192,800	926,000	5,800,000	0	1,466,800	2,812,200	0	1,000,000	0	2,742,000	1,000,000	0	2,812,200	0	0	△929,800
14,333,000	0	10,300,000	0	4,033,000	2,173,000	0	5,502,000	0	5,502,000	0	0	2,173,000	0	0	△3,329,000
22,525,800	926,000	16,100,000	0	5,499,800	4,985,200	0	1,000,000	0	8,244,000	1,000,000	0	4,985,200	0	0	△4,258,800
43,159,600	2,240,000	37,800,000	0	3,119,600	11,198,400	0	6,000,000	0	5,346,000	6,000,000	0	11,198,400	0	0	△147,600
69,074,500	19,333,000	47,600,000	0	2,141,500	12,461,500	0	18,100,000	0	△7,954,000	18,100,000	0	12,461,500	0	0	2,315,500
112,234,100	21,573,000	85,400,000	0	5,261,100	23,659,900	0	24,100,000	0	△2,608,000	24,100,000	0	23,659,900	0	0	2,167,900
30,800,000	0	28,700,000	0	2,100,000	1,281,000	0	1,300,000	0	0	1,300,000	0	1,281,000	0	0	△19,000
51,591,100	0	47,100,000	0	4,491,100	△1,141,100	0	100,000	0	0	100,000	0	△1,141,100	0	0	△1,241,100
82,391,100	0	75,800,000	0	6,591,100	139,900	0	1,400,000	0	0	1,400,000	0	139,900	0	0	△1,260,100

報告第6号

令和5年度大和市健全化判断比率について

令和5年度大和市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

令和5年度大和市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.32)	— (16.32)	4.3 (25.0)	39.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の早期健全化基準である。

報告第7号

令和5年度大和市資金不足比率について

令和5年度大和市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

令和5年度大和市資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	— (20)
下水道事業会計	— (20)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の経営健全化基準である。

認定第1号

令和5年度大和市一般会計歳入歳出決算について

令和5年度大和市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

認定第2号

令和5年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和5年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

認定第3号

令和5年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和5年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

認定第4号

令和5年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

令和5年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

認定第5号

令和5年度大和市病院事業会計決算について

令和5年度大和市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

認定第6号及び議案第51号

令和5年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について

令和5年度大和市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求め（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）、及び利益の処分について、同法第32条第2項の規定により議決を求める（剰余金処分計算書は、別冊のとおり。）。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

議案第52号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事務

第4条第2項中「別表第2の左欄に掲げる機関」を「市長又は教育委員会」に、「同表の中欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の右欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該機関」を「自ら」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「特定個人番号利用事務」を「第1項第3号に掲げる事務」に、「利用特定個人情報で」を「規則で定める特定個人情報で」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第5条第1項第1号中「別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関」を「市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同項第2号中「番号法別表第2の第2欄」を「前条第1項第3号」に、「同表の第4欄に掲げる」を「規則で定める」に改める。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第5号及び第6号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第7号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項中「令和6年9月30日」を「令和11年9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第54号

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険条例(昭和34年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第55号

大和市下水道条例の一部を改正する条例について

大和市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、下水道使用料の額の改定等をしたい必要による。

大和市下水道条例の一部を改正する条例

大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

別表第3一般汚水の項中「675円」を「833円」に、

112円
125円
139円
159円
188円
201円
215円
249円
264円

138円
154円
171円
196円
232円
248円
265円
307円
326円

に改め、同表浴場汚水の項中「14円」を「17円」に改め、同

表水泳場汚水の項中「106円」を「131円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

(大和市寄附条例の一部改正)

4 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成14年条例第20号」を「平成14年大和市条例第20号」に改める。

第3条第2項中「昭和43年条例第11号」を「昭和43年大和市条例第11号」に改め、「大和市病院事業会計」の次に「及び大和市下水道事業会計」を加える。

(大和市水洗便所改造資金助成条例の一部改正)

5 大和市水洗便所改造資金助成条例（昭和44年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、」の次に「納入通知書又は」を加える。

議案第56号

物品購入契約の締結について

令和6年度教育用端末機について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求めらる。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市中心三丁目7番19号
株式会社有隣堂 大和営業所
所長 小室裕章
- 3 契約金額 75,838,400円
- 4 納入場所 大和市上和田832番地
大和市立桜丘小学校

令和6年8月29日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

令和6年度教育用端末機を購入したい必要による。